

## 諮問第 18 号の答申（案） 国勢調査の変更について

本委員会は、国勢調査の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

## 記

## 1 承認の適否

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 10 条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、修正が必要である。

## 2 理由等

## (1) 調査事項

ア 総務省は、「従業上の地位」を把握する調査事項における「雇われている人」の区分を「常雇」及び「臨時雇」の 2 区分から「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」の 3 区分に変更する計画である。

これについては、雇用形態の実態の一層的確な把握に資するものであることから、適当である。

イ 総務省は、「5 年前の住居の所在地」を把握する調査事項において、従来把握の対象としていなかった 5 歳未満の子供について、その移動情報を得るため、出生当時にふだん住んでいた住居の所在地を把握する計画である。

これについては、すべての年齢層について人口移動をとらえる統計が整備され、地域別の将来人口のよりの確な推計につながるものであることから、適当である。

ただし、「5 年前の住居の所在地」については、市町村合併による市町村の名称に変更がある場合の混乱を防ぐ観点から、調査時点（平成 22 年 10 月 1 日時点）の市町村の名称を記入するものであることを調査票に明記することが必要である。

ウ 総務省は、「家計の収入の種類」を把握する調査事項を削除する計画である。

国勢調査で把握される「家計の収入の種類」については、世帯の記入に対する忌避感が大きい事項であること、政策における利用状況が他の調査事項と比較し低い事項であること、また、他の公的統計において代替情報が確保されている事項であることから、国勢調査における「家計の収入の種類」の削除は適当である。

エ 総務省は、「就業時間」を把握する調査事項を削除する計画である。

国勢調査で把握される「就業時間」については、雇用形態を把握するために、従前の「従業上の地位」の「雇われている人」の区分と組み合わせで集計していたものである。上記アで記載した雇用形態の把握方法の変更に伴い、国勢調査では、「就業時間」の把握の必要性が他の調査事項と比較し低下することに加え、他の公的統計において代替情報が確保されていることから、国勢調査における「就業時間」の削除はやむを得ない措置である。

オ 総務省は、「住宅の床面積」の回答方法を実数記入方式から選択肢方式に変更する計画である。

これについては、過去の調査において回答しにくいと感じる世帯の割合が高かったことを踏まえ、記入の簡素化を図るものであることから、適当である。

## (2) 調査方法等

ア 総務省は、個人情報保護意識の高まり及び昼間不在世帯等の増加による国勢調査を取り巻く環境の変化に伴い、調査票の封入提出方式を全面的に導入するとともに、郵送による調査票の提出を、さらに、モデル地域として指定する地域ではインターネットによる回答も可能とする計画である。

封入提出方式の全面導入については、調査票の記入内容を調査員に見られたくないとする世帯の抵抗感を和らげ、調査票の円滑な提出を可能とする措置である。

郵送提出方式の併用及びモデル地域におけるインターネット回答方式の併用については、昼間不在世帯等による調査票の円滑な提出を可能とする措置である。

また、調査方法の変更に併せ、「調査票の記入のしかた」の工夫など、未記入や誤記入を未然に防ぐための措置を講じることとしている。

さらに、調査票の回収段階では、調査員が調査票を配布したすべての世帯を訪問し、調査票の提出を促す措置を講じることとしている。

併せて、調査票が提出されていない世帯に対しては、調査員が直接訪問し調査票を回収する措置を講じるとともに、回答が得られなかった世帯については、従来の聞き取り調査に加え、住民基本台帳等の活用及び統計法第 15 条に基づく関係者への質問等による調査票の補完を行い、精度を確保するための措置も講じることとしている。

以上のことから、調査方法等の変更は適当である。

イ 総務省は、調査に関する照会に対応するコールセンターを設置する計画である。

これについては、調査方法の変更に伴う事務の輻輳化による市町村の負担軽減を図る一方で、調査員指導など実査業務への対応の充実を図るための措置であり、調査の円滑かつ効率的な実施に資するものであることから、適当である。

## (3) 集計事項

ア 総務省は、非正規雇用、高齢者等に関する集計を拡充する計画である。

これについては、産業構造の変化、高齢化社会の進行に対応し、我が国の実態を一層的確に把握するものであることから、おおむね適当である。

しかしながら、増加する外国人の実態を把握する統計を充実させる観点から、外国人の教育に関する集計事項を追加するとともに、母子又は父子世帯の実態を把握する統計を充実させる観点から、母子又は父子世帯の配偶関係の集計に利用する分類区分の充実を図る必要がある。

イ 総務省は、「人口速報集計」及び「産業等基本集計（第 2 次基本集計）」の公表時期を延伸する計画である。

これについては、調査方法の変更に伴い、調査票の回収に係る期間が長期化するとともに、市町村事務全体の負担軽減を図りつつ、結果精度を維持するため、産業大分類の格付事務をこれまでの市町村に代わって独立行政法人統計センターにおいて一括して行う方式に変更することに伴うものであり、やむを得ない措置である。

ウ 総務省は、「職業等基本集計（第3次基本集計）」等の公表時期を早期化する計画である。

これについては、公表の早期化に対する要望に応えるものであり、適当である。

エ 総務省は、「人口速報集計」における集計の対象を「総人口」及び「総世帯数」に限定し、「男女別人口」の集計については、「抽出速報集計」等に委ねる計画である。

これについては、調査方法の変更、これに起因する公表時期への影響、また、政策における利用状況を考慮した結果であることから、やむを得ない措置である。

### 3 今後の課題

平成27年に実施する国勢調査の企画に当たっては、平成22年に実施する国勢調査の実施状況及び社会経済情勢の変化やニーズを踏まえ、調査事項、調査方法等について、更に改善を検討する必要がある。

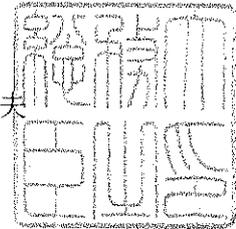
なお、調査票の紙面の制約を解消するとともに、調査票の記入しやすさを向上させる観点から、今後の世帯構成の推移を踏まえ、調査票様式について「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等を検討する必要がある。



総政企第194号  
平成21年6月8日

統計委員会委員長  
竹内 啓 殿

総務大臣  
鳩山 邦 夫



諮問第18号  
国勢調査の変更について（諮問）

標記について、平成21年6月1日付け総統勢第121号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

# 諮 問 の 概 要

( 国勢調査の変更について )

## 1 調査の目的等

国勢調査（以下「本調査」という。）は、統計法（平成 19 年法律第 53 号、以下「法」という。）第 5 条第 2 項に基づき、国勢統計（法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得ることを目的として、我が国に常住する者すべてを対象として実施される調査である。

本調査は、大正 9 年以降ほぼ 5 年ごとに実施されており、平成 22 年に実施される本調査は 19 回目の調査となり、10 年ごとに実施される大規模調査に当たる。

## 2 変更の趣旨

平成 17 年に実施された本調査において、国民の個人情報保護意識の変化、本調査への理解及び協力意識の低下、不在世帯や接触が困難な世帯の増加など、調査実施上の課題が顕在化したことを踏まえ、本調査を円滑かつ的確に実施するため、調査環境の変化に応じた調査事項、調査方法等の見直しを行う。

## 3 変更内容

### (1) 調査事項の変更

#### ア 調査内容の充実

##### (ア) 雇用形態の区分の変更

非正規雇用の拡大など雇用形態が多様化している現状を踏まえ、雇用形態の実態を一層的確に把握するため、「従業上の地位」における「雇われている人」の区分を「常雇」及び「臨時雇」から「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更する。

##### (イ) 5 歳未満の子供の出生地の把握

地域別の将来人口の正確な推計に資するため、従前把握していなかった 5 歳未満の子供の出生地について、その子供が出生当時に普段住んでいた場所の回答を求める形で把握する。

#### イ 調査事項の削除等

##### (ア) 家計の収入の種類削除

世帯における記入への忌避感が強い「家計の収入の種類」について、政策における利用状況が低い項目であることなどから、調査事項から削除する。

##### (イ) 就業時間の削除

専ら「雇われている人」の「常雇」及び「臨時雇」の区分と組み合わせることにより、雇用形態の実態を間接的に把握するために用いられてきた「就業時間」について、前記ア(ア)のとおり、「雇われている人」の区分を雇用形態を直接把握するものに変更することに伴い、把握の必要性が低下することから、調査事項から削除する。

##### (ウ) 住宅の床面積の回答方法の変更

過去の本調査で回答しにくいと感じる世帯の割合が高かった「住宅の床面積」の回答方法を、実数記入方式から選択肢方式に変更する。

## (2) 調査方法等の変更

### ア 調査方法の変更

#### (ア) 封入提出方式の全面導入

個人情報保護意識の高まりを踏まえ、すべての世帯において、調査票を封筒に封入して提出する方式（以下「封入提出方式」という。）を導入する。

#### (イ) 郵送提出方式の併用

調査票の円滑な提出を図るため、調査員に調査票を提出する方式に加え、郵送により調査票を提出する方式（以下「郵送提出方式」という。）を導入する。

郵送提出方式の導入に伴い、調査票を確実に回収し、調査結果の精度を確保するため、期限までに調査票が提出されない世帯に対し、調査員が訪問して回収を行う。

#### (ウ) インターネットを用いた回答方式の一部導入

インターネットを利用して回答を行う方式について、調査の効率化等が期待できることから、将来の本格的な導入に向け、モデル地域として指定する都道府県において導入する。

### イ 調査方法の変更に伴う精度確保のための措置

#### (ア) 業務記録情報の活用の根拠の明確化

封入提出方式の全面導入及び郵送提出方式の導入を踏まえ、調査結果の精度を確保するため、市町村における調査票の記入内容の補完に際し、住民基本台帳等の業務記録情報を円滑に活用できるよう、市町村事務の処理基準にその根拠を明記する。

#### (イ) 法第 15 条に基づく関係者に対する質問等の導入

上記業務記録情報の活用等によっても調査票の記入内容を十分に補完できない場合、調査結果の精度を確保するため、市町村の職員等による法第 15 条に基づく関係者に対する質問等（例えばマンション管理会社への質問）を行い、記入内容を補完する。

### ウ 調査方法の変更に伴う市町村の負担軽減のための措置

調査方法の変更に伴い増加する市町村の事務負担を軽減するとともに、調査に関する照会に効率的に対応するため、コールセンター（民間事業者に委託）を設置するなどの措置を講じる。

## (3) 集計事項等の変更

### ア 集計事項の変更

#### (ア) 集計事項の拡充

前記(1)ア(ア)の調査事項の変更に併せた、非正規雇用等に関する集計の追加、進行する高齢化社会の実態をより詳細に把握することを目的とした、高齢者の年齢区分を細分化した集計の実施、詳細な地域分析を可能とすることを目的とした、いわゆる「平成の市町村大合併」以前の市町村の単位による集計の拡充等を行う。

#### (イ) 集計対象の変更

調査方法の変更に伴い、後記イ(ア)のとおり「人口速報集計(要計表による人口集計)」の公表時期を延伸せざるを得ない状況の中で、当該集計における対象を、政策上早期の公表が求められている「総人口」及び「総世帯数」に限定し、「男女別人口」の集計については、「抽出速報集計」（調査年の翌年 6 月公表）等に委ねる。

### イ 公表時期の変更

#### (ア) 人口速報集計、産業等基本集計等の公表時期の延伸

調査方法の変更に伴い、調査票の回収及び審査に時間を要することになるため、「人口速報集計（要計表による人口集計）」の公表時期の延伸（調査年の12月 調査年の翌年の1～2月。およそ1～2か月程度の延伸）等を行う。

また、産業大分類の格付け事務の変更に伴い、「産業等基本集計（第2次基本集計）」の公表時期の延伸（調査年の翌々年の1月 調査年の翌々年の4月。およそ3か月程度の延伸）等を行う。

(1) 職業等基本集計等の公表時期の早期化

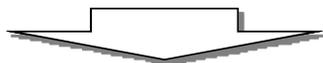
集計結果の早期公表の要望に応えるため、「職業等基本集計（第3次基本集計）」の公表時期の早期化（調査年の3年後の2月 調査年の翌々年の11月。およそ4か月程度の早期化）等を行う。

# 平成22年国勢調査の概要

## 目的

統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、国内の人・世帯の実態を把握するとともに、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、国の最も基本的な統計調査である。

大正9年以降ほぼ5年ごとに実施されており、平成22年に実施される調査は19回目の調査となり、10年ごとに実施される大規模調査に当たる。



## 概要

調査時期 : 平成22年10月1日

調査対象 : 平成22年10月1日現在、我が国に常住するすべての人  
ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く

調査事項 : 【世帯員に関する事項】  
男女の別、出生の年月、就業状態など15事項  
【世帯に関する事項】  
世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など5事項

調査方法 : < 調査票の配布 >  
調査員が世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布  
< 調査票の回収 >  
調査員（全封入）、郵送又は（一部地域においては）オンラインによる回収  
< フォローアップ回収 >  
所定の期間内に調査票が提出されていない世帯については、調査員が当該世帯を訪問して調査票を直接回収

調査の流れ :



## 結果利用

法定人口としての利用

衆議院議員の小選挙区の画定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準 等

行政施策の基礎資料としての利用

保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、高齢者福祉施策の基礎資料 等

各種標本調査の抽出フレームとしての利用

労働力調査、家計調査等の抽出フレーム 等

学術、教育、民間など広範な分野で利用

人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等

## 人口・社会統計部会懇談会（注 1）結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 8 月 21 日（金）10：00～11：30
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、井上専門委員、嶋崎専門委員、審議協力者（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国立社会保障・人口問題研究所、東京都、大阪府）事務局（北田内閣府統計委員会担当室参事官、浜東総務省調査官他）調査実施者（加藤総務省国勢統計課長他）
- 4 議 題 国勢調査の変更について

## 5 審議の概要

- （1）事務局から、第 17 回人口・社会統計部会の結果の概要について説明が行われた。
- （2）前回部会において今回会場までに検討することとされた、母子又は父子世帯の配偶関係に関する集計については、調査実施者から、集計の充実を図る旨の説明が行われた。

これについて、委員からの特段の意見はなく、適当とされた。

- （3）「5 年前の住居の所在地」に関する調査事項について、これまでの審議を踏まえ、調査時点（平成 22 年 10 月 1 日現在）の状況を回答するものであることを明確にし、誤記入を防ぐため、調査実施者から、調査票に説明を追記する旨の報告が行われた。

これについて、委員からは、誤記入があった場合でも、適切な処理による正確な統計を作成すべきである旨の意見があり、調査実施者からは、適切な処理を行いたい旨の回答があった。

- （4）阿藤部会長から、答申（案）が示され、項目ごとに審議が行われ、委員から主に以下のような意見があった。

審議の結果、所要の修正が行われることを前提に、出席の委員から、答申（案）について了承が得られた（注 2）。

なお、答申（案）の修正については、部会長に一任することとされた。

コールセンターの設置については、市町村事務の負担を軽減することに加えて、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査の実施例を踏まえ、調査業務の効率化を図ることができるというメリットもあるようなので、その旨も記載した方がよいのではないか。

母子又は父子世帯の配偶関係の集計に利用する分類区分を充実させる点について、「詳細にする」という表現を使用しているが、新たな区分を設けるというものではなく、他の配偶関係の集計に利用されている類型に合わせるだけのものであることから、記述を修正した方がよいのではないか。

「産業等基本集計（第 2 次基本集計）」の公表時期が延伸する理由について、これまで市町村が産業大分類の格付事務を行っていたものを、独立行政法人統計センターで一括して行うこととし、作業が集中するために、公表時期を延伸せざるを得ないものであることが明確となるよう、記述を修正した方がよいのではないか。また、独立行政法人統計センターにおいて産業大分類の格付を一括して行うことによって、結果精度の維持にもつなげる旨を記載し

た方がよいのではないか。

(注1) 出席の委員及び臨時委員が定足数に満たなかったため、懇談会として開催された。

(注2) 欠席の委員からは、修正を行った答申(案)を統計委員会に諮ることについて、後日了解が得られた。